

## 第4回定例研修（2011年12月17日実施／2012年1月配信開始）

### 研修概要

研修テーマ：『米国特許法改正（2011年米国発明法）の概要』	
講師	<u>重富 貴光 氏</u> （ <u>大江橋法律事務所 弁護士/ニューヨーク州弁護士/弁理士/大阪工業大学大学院知的財産研究科 特任 准教授</u> ）
認定単位	3単位
研修内容	<p>2011年9月16日に米国発明法が制定され、米国特許法が改正される運びとなった。今回の改正は、1952年以降の改正としては最も大きなものであり、先発明主義から先願主義への移行、特許付与後の異議手続の創設、訴訟制度改革などの重要な改正事項を含んでいる。</p> <p>本研修では、米国特許法改正の概要を紹介し、米国特許実務において留意すべき事項を説明するとともに、必要に応じて日本特許実務との比較検討も行う。</p>
研修のねらい	<p>本研修では、現行米国特許法制度を前提としておさえたうえで、今般制定された米国発明法によってどのような事項が改正されるに至ったのかという点について、立法趣旨とともに理解を深めることを主眼とする。</p> <p>そのうえで、日本企業等の立場から、米国における特許取得及び権利行使実務にどのような影響が生じ得るかを把握し、実務上留意すべき事項を理解することを狙いとする。</p>

### プログラム

#### 2011年12月17日（土）【会場受講】

13:00～	開場、受付
13:20～ 13:30	開講式、オリエンテーション（開講挨拶、事務連絡等）
13:30～ 16:40	米国発明法の制定及び改正点 1. 先願主義への移行 2. 質の高い特許に向けた取り組み（付与後異議手続を中心として） 3. 特許訴訟制度改革
16:40～ 16:50	質疑応答
16:50～ 17:00	閉講、修了証交付

## 【講師】

■ 重富 貴光 (しげとみ たかみつ) 氏 [プロフィール詳細 \(大江橋法律事務所\)](#)

大江橋法律事務所 弁護士/ニューヨーク州弁護士/弁理士/

大阪工業大学大学院知的財産研究科 特任 准教授

1997年 大阪大学法学部卒業

2003年 ワシントン大学ロースクール (シアトル) 知的財産法修士課程 (IP LL.M.) 修了

2003年～2004年 欧米にて知的財産権訴訟 (主として特許権侵害訴訟) に関する実務研修

Fish & Richardson P.C. (NewYork) 勤務

Bardehle Pagenberg Dost Altenburg Geissler (Munich) 勤務

2006年～ 九州大学大学院法学研究科 非常勤講師 (知的財産権法)

2007年～2010年 大阪弁護士会知的財産委員会 副委員長

2008年～ 関西学院大学法科大学院 兼任講師

2010年～ 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師

2011年～ 大阪工業大学大学院知的財産研究科 特任准教授